

オープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を掲示された事業者を相手方といたします。
参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

<留意事項>

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 復興庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) (1)～(3)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合には、当該参加資格を有している者であること。

2 仕様書等に関する問い合わせ先

復興庁予算会計企画班

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

電話番号：03-6328-1111（内線1005）

※説明等を受けるため直接来庁される場合は、担当者が不在である場合がありますので、事前に電話にてご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。

3 見積書の提出先

復興庁予算会計企画班

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

電話番号：03-6328-1111（内線1005）

メールでの提出も可能です。メールアドレスはお問い合わせください。

※見積書は、持参、郵送及びメールを問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封用の表に「〇〇（案件名）の見積書在中」と必ず朱書きして下さい。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。見積額は、各案件において特段の指示が無い場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

したがって、契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には復興庁予算会計企画班から連絡します。

なお、契約の相手方以外で見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記3に問い合わせただけであれば決定業者及び契約金額についてお伝えいたします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、請書の徴取又は指定の契約書を作成します（契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。）。

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 同価見積があった場合は、予算決算及び会計令第 83 条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。その際、必要な手続きは復興庁予算会計企画班から連絡します。
- (3) 見積書を提出した者が無かった場合は、復興庁予算会計企画班が別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

見積書記載要領

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントは必須です。

御見積書

見積書提出日を記載して下さい。

令和 年 月 日

押印は不要です。

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 殿

下記の通り御見積り申し上げます。

消費税込の見積額を記載

合計金額 ￥〇〇,〇〇〇－(税込)

株式会社 * * * *
代表取締役 * * * *
〒 * * * * - * * * *
東京都 * * 区 * 丁目 * - *

品名	規格	数量	単価	金額
□□□	* * * *	◇個	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
小計				〇〇,〇〇〇
消費税				〇〇〇
合計				〇〇,〇〇〇

仕様書上の「品名、規格、数量、単位」を記載願います。
* 仕様書に「相当品可」と記載がある場合で、相当品で見積もる場合は、相当品の規格を記載し、そのカタログを提出願います。

消費税は円未満切り捨て

連絡先(電話番号)と担当者名を記載

連絡先 _____
担当者 _____